

公益社団法人 日本歯科技工士会 平成 30 年度 歯科技工士基準賃金表

公益社団法人日本歯科技工士会では、人事院規則や厚生労働省による調査をもとに検討した結果、平成 30 年度の歯科技工士基準賃金表を作成しましたのでお知らせします。

適用については各事業所において考慮の上、参考にしてください。

1. 本表の根拠

- (1) 国家公務員の給与を定めている平成 29 年人事院勧告では、歯科技工士が該当する人事院の医療職俸給表（二）において短大 2 卒が 1 級の 11 号俸で 163,200 円、短大 3 卒が 1 級の 17 号俸で 174,200 円である。また、まだ規定されていないが大学卒は 2 級の 1 号俸で 185,400 円となる。
- (2) 厚生労働省による平成 29 年賃金構造基本統計調査では、「企業規模別にみた初任給」は小企業（常用労働者：10～99 人）では高専・短大卒が 177,600 円、大学卒が 199,600 円である。また、「産業別にみた初任給」の医療・福祉では、高専・短大卒が 183,000 円、大学卒が 204,900 円である。
さらに、「学歴別にみた初任給」では、高専・短大卒が 179,200 円、大学卒が 206,100 円である。
- (3) 厚生労働省による平成 28 年賃金構造基本統計調査の職種別「第 1 表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」では医療・福祉の区分で 20～24 歳が 249,800 円である。また、職種別「第 2 表 職種・性、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」によると歯科技工士の 20～24 歳の所定内給与額は 194,600 円である。
これらのデータもとに修業年数別の初任給を決定し、昇給と昇級については人事院規則を参考にした。

2. 本表の内容

- (1) 本表は、歯科技工士教育機関卒業後、歯科技工士国家試験に合格して就職し、その後同一の事業所に勤務すると想定される者の賃金の推移を見る賃金モデルである。
- (2) 本表の賃金は、所定内（基準内）賃金として毎月決まって支給される賃金のうちの基本給としている。賞与（ボーナス）や諸手当、時間外の残業手当や所定外賃金は含まれない。
- (3) 表-1 は業務に着目した職務給であり、基本的に 2 級以上は役職者としている。2 年制卒は 1 級 3.5 号俸、3 年制卒は 1 級 5 号俸、4 年制卒は 2 級 1 号俸が初任給となる。その後は 1 年につき 1 号俸ずつ昇給となる。
表-2 は年齢、経験（勤続）年数の増加に伴う業務上の習熟により、役職に昇進することを考慮に入れた賃金モデルである。表-1 をもとにし、昇級までの年数は人事院規則を参考に行っている。

3. 諸手当

本表に含まれない諸手当としてどのようなものを採用するかは各事業所の方針にもよるが、通常挙げられるものを参考までに下記に示す。

扶養手当	住宅手当	通勤手当
皆勤手当	役職手当	技能手当

以上

〔表-1〕 職務別モデルケース

単位:円

職務 の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		201,400	263,000	342,300	452,800
1.5		204,600	265,500	346,500	457,900
2		207,700	268,100	350,600	462,900
2.5		210,900	270,500	354,800	467,900
3		214,000	272,900	358,800	472,800
3.5	179,200	217,300	274,900	363,100	477,800
4	182,500	220,600	277,200	366,700	482,700
4.5	186,400	223,800	280,300	370,600	485,500
5	190,200	226,900	283,200	374,500	488,000
5.5	193,900	230,200	286,800	378,500	490,600
6	197,700	233,200	290,400	382,300	493,100
6.5	200,700	236,100	294,000	386,400	495,900
7	203,800	239,000	297,500	389,900	498,500
7.5	206,800	241,700	301,300	393,500	501,200
8	209,700	244,400	305,000	397,000	504,000
8.5	212,300	247,300	318,600	400,100	506,200
9	215,000	249,900	312,200	403,100	508,400
9.5	217,800	252,200	315,700	405,700	510,200
10	220,300	254,900	308,900	408,000	512,100
10.5	222,900	257,300	322,100	410,300	
11	225,400	259,900	325,400	412,200	
11.5	227,800	262,300	328,700	413,800	
12	230,200	264,500	331,400	415,000	
12.5	232,300	267,400	334,300	416,100	
13	234,400	270,400	337,300	416,900	
13.5	236,300	273,200	339,800	417,500	
14	237,800	275,600	342,200	418,100	
14.5	239,400	278,400	344,300	418,700	
15	241,100	280,600	345,800	419,300	
15.5	242,700	283,200	347,500	419,900	
16	244,400	285,400	349,200	420,500	
16.5	246,100	287,900	350,100	421,100	
17	249,400	290,100	351,400	421,600	
17.5	250,900	292,100	352,800		
18	252,300	294,200	354,200		
18.5	253,600	296,300	355,300		
19	255,200	298,100	356,200		
19.5	256,400	299,300	357,300		
20	257,600	300,900	358,400		
20.5	258,500	302,100	359,400		
21	259,300	303,400	360,100		

〔備考〕

①初任給は2年制卒
は1級3.5号俸,
3年制卒は1級5
号俸,4年制卒は
2級1号俸とする。

②2級は困難な職務
を行う歯科技工士
(主任またはその
担当の職務に就く
者)。

③3級は相当困難な
職務を行う歯科技
工士(係長または
その担当の職務に
就く者)。

④4級および5級は
特に困難な職務を
行う歯科技工士長
(課長,所長また
はその担当の職務
に就く者)。

〔表-2〕 年齢・経験別モデルケース

単位:円

年齢	等級	2年制卒		3年制卒		4年制卒	
		経験	俸給月額	経験	俸給月額	経験	俸給月額
20	1級	0	179,200				
21		1	186,400	0	190,200		
22		2	193,900	1	197,700	0	201,400
23		3	200,700	2	203,800	1	207,700
24		4	206,800	3	210,900	2	214,000
25	2級	5	212,300	4	217,300	3	220,600
26		6	220,600	5	223,800	4	226,900
27		7	226,900	6	230,200	5	233,200
28		8	233,200	7	236,100	6	239,000
29		9	239,000	8	241,700	7	244,400
30		10	244,400	9	247,300	8	263,000
31		11	249,900	10	252,200	9	268,100
32		12	254,900	11	268,100	10	272,900
33	3級	13	259,900	12	272,900	11	277,200
34		14	274,900	13	277,200	12	283,200
35		15	280,300	14	283,200	13	290,400
36		16	290,400	15	290,400	14	297,500
37		17	286,800	16	297,500	15	305,000
38		18	294,000	17	305,000	16	312,200
39		19	301,300	18	312,200	17	318,900
40		20	315,700	19	318,900	18	325,400
41	4級	21	322,100	20	325,400	19	342,300
42		22	328,700	21	331,400	20	350,600
43		23	334,300	22	346,500	21	358,800
44		24	339,800	23	354,800	22	366,700
45		25	354,800	24	363,100	23	374,500
46		26	363,100	25	370,600	24	382,300
47		27	370,600	26	378,500	25	389,900
48		28	378,500	27	386,400	26	397,000
49	5級	29	386,400	28	393,500	27	403,100
50		30	393,500	29	400,100	28	408,000
51		31	400,100	30	405,700	29	412,200
52		32	405,700	31	410,300	30	452,800
53		33	410,300	32	413,800	31	462,900
54		34	413,800	33	452,800	32	472,800
55		35	416,100	34	462,900	33	482,700
56		5級	36	457,900	35	472,800	34
57	37		467,900	36	482,700	35	493,100
58	38		477,800	37	488,000	36	498,500
59	39		485,500	38	493,100	37	504,000
60		40	490,600	39	498,500	38	508,400

〔備考〕

- ① 1級の在級年数は2年制卒は6年, 3年制卒は3年としている。
- ② 2級の在級年数はそれぞれ8年としている。
- ③ 3級の在級年数はそれぞれ11年としている。
- ④ 4級の在級年数はそれぞれ11年としている。